



平成 18 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社ミスミグループ本社  
代 表 者 名 代表取締役社長 三枝 匡  
(コード番号:9962 東証第一部)  
責任者役職名 経営総務室長 小沢 幸雄

## 取締役に対する報酬額およびストック・オプションの内容に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 22 日開催の取締役会において、下記のとおり、当社取締役に対する報酬額およびストック・オプションの内容に関する議案を、平成 18 年 6 月 23 日開催予定の当社第 44 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 付議する理由

本年 5 月 1 日に施行されました会社法において、取締役に対してストック・オプションとして発行する新株予約権が取締役の報酬額と位置づけられたことから、取締役に対する報酬額およびストック・オプションの内容に関する議案を本総会に付議するものであります。

#### 2. 議案の内容

1. 当社の取締役の報酬額は、平成 15 年 6 月 20 日開催の第 41 回定時株主総会において年額 3 億 5 千万円以内としてご承認いただいておりますが、本年 5 月 1 日に施行された「会社法」においては取締役に対する賞与が報酬等の一部として位置づけられるため、取締役の報酬額を年額 7 億円以内に改定させていただきたいと存じます。
2. 取締役に対し、1 株あたりの行使価格を 1 円とする株式報酬型ストック・オプションである新株予約権を報酬として下記要領のとおり割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。ただし、割り当てる新株予約権の額は、年額 2 億 1 千万円以内といたします。なお、当該報酬額につきましては、上記 1 の報酬額とは別枠とし、最近の株価動向をふまえ、企業会計基準委員会の指針に沿った方法にて算出することとします。
3. 各取締役に支給する個別の金額は、取締役会の決定によることといたします。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まれないものといたします。現在の取締役は 5 名でございますが、第 3 号議案をご承認いただきますと、取締役は 6 名となります。

### 記

#### < 新株予約権発行の要領 >

##### (1) 新株予約権の総数

929 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

ただし、当社が普通株式の分割、株式無償割当てまたは併合を行う場合、次の算式により新株

予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の数

当社普通株式9万2,900株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転される株式1株あたりの金銭の額を1円とし、これに新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権の行使期間

新株予約権の付与日から2年以内で当社取締役会において決定する。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(6) 新株予約権の行使条件

上記(4)の行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた当社取締役は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から2年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記以外の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとし、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。

(7) 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) その他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(注) 上記の内容については、平成18年6月23日開催予定の当社第44回定時株主総会において「取締役に対する報酬額改定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以上